

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	33 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	29 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	40 件
国民年金関係	14 件
厚生年金関係	26 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、婚姻後、夫から年金は大事であると教えてもらい、将来のことを考え、昭和 51 年 12 月に A 市役所で国民年金に任意加入する手続きを行い、付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納め続けており、未納期間があることは絶対にあり得ないので、現在の記録に納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 51 年 12 月に国民年金に任意加入する手続きを行い、付加保険料を含む国民年金保険料を金融機関で納付していたと主張している。

オンライン記録によると、申立期間は 9 か月と短期間であるとともに、申立人は、昭和 51 年 12 月に国民年金の任意加入被保険者として資格を取得して以降、申立期間以外に未納期間は無く、申立期間直前まで 103 か月の国民年金保険料を納付していることが確認でき、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、昭和 52 年 4 月に住所異動して以降、住所変更は無く、申立期間を通して納付が困難となる事情も見当たらない。

さらに、申立人に係る昭和 60 年度の A 市の収滞納一覧表によると、申立期間直前の昭和 60 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料は口座振替で納付しており、徴収コード欄の「601」の記録から、申立人は、当該年度末までに、口座振替から納付書納付に切り替える手続きを行ったことが確認でき、引き続き保険料を納付する意思があったものと推認できることから、9 か月と短期間の申立期間について、納付意識の高い申立人が、納付していたものと考えても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年5月から45年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和20年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年5月から45年4月まで

私が国民年金に加入した経緯は、20歳になった人のいる家に地区の世話人のような人が来て、家族に声をかけていたので、これにより加入手続きを行ったように思う。

昭和44年5月に結婚した時、A県からB市へと遠く離れ、親戚も無く、生活していけるかと両親は大変心配し、祖母が最後まで反対していたことをよく覚えている。嫁ぐ時、母親が、「生活が落ち着くまでは手帳を置いて行けばいい。」と言って、国民年金手帳は渡されず、その後も国民年金保険料を掛けてもらっていたことは知っていた。その後、しばらくして、「もうこちらでは、掛けられない。手帳はどうするか。」という電話があり、実家に帰省したときに、同手帳を受け取った。

申立期間の国民年金保険料の還付をしているとの回答を受けたが、還付された事実は無く、私が所持する国民年金手帳では納付済みとなっているので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、資格喪失日欄に昭和45年5月16日と記載されているところ、当時のC市の国民年金被保険者名簿によると、申立人の資格喪失年月日は44年5月16日と記載されていることから、申立期間当時、申立人に対して何らかの事務的過誤があったことが推認できる。

また、上記の国民年金手帳の印紙検認記録欄には、申立期間のうち、昭和44年5月から同年6月までの国民年金保険料については同年7月1日、同年7月から同年9月までの保険料については同年10月1日、同年10月から同年

12月までの保険料については45年1月5日、同年1月から同年3月までの保険料については同年4月1日、同年4月の保険料については同年7月1日のC市の検認印が押されていることが確認できるところ、44年5月以降の期間からは、本来であれば強制加入被保険者から任意加入被保険者となるものの、婚姻後も変更手続をせずに保険料を継続して納付したものと推認できることから、60年改正前の国民年金法附則第6条の2の規定により、申立期間については任意加入したものとみなすのが自然である。

さらに、上記の国民年金手帳の印紙検認記録欄には、申立期間以降の期間(昭和45年5月から46年3月まで)について、国民年金保険料の納付後の還付を示す「還付」の押印が確認できるものの、申立期間については、保険料の納付を示す検認印のみが確認できる上、申立人は、申立期間の保険料について還付請求をした記憶は無いとしている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成8年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 9 月から平成 3 年 3 月まで  
② 平成 3 年 9 月から 4 年 2 月まで  
③ 平成 4 年 4 月から 6 年 10 月まで  
④ 平成 8 年 9 月

私が 20 歳になった頃、母親が A 町役場で私の国民年金の加入手続を行ってくれた。国民年金保険料は、母親が毎月、郵便局で納付してくれていたが、払い忘れた月があると、その翌月に社会保険事務所（当時）から納付書が届いたので、その納付書で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間④について、オンライン記録によると、申立人は、平成6年11月以降の期間について、申立期間以外に国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間④前後の保険料は現年度納付している上、現年度に納付できなかった期間について、複数回にわたり過年度納付していることが確認でき、国民年金保険料の未納が生じないように納付していたことがうかがえることから、1か月と短期間の当該期間の保険料を納付していたものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間①について、申立人は、20歳になった昭和63年\*月頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと主張しているところ、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年9月3日に払い出されていることが確認できる上、同手帳記号番号の前後の20歳到達者の加入状況から、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは、同年5月又は同年6月頃であると推認できることから、申立人の主張する加入時期と相違する上、上記加入手続の時点で、申立期間①の

うち、昭和 63 年 9 月から平成元年 3 月までの期間については、時効により保険料を納付することのできない期間である。

また、申立期間②及び③について、申立人は、申立人の母親が毎月、国民年金保険料を納付してくれていたが、納付期限までに納付できなかった場合、後日届いた納付書により、郵便局で納付していたと主張しているところ、申立期間②及び③の前後の期間は納付済みであるものの、いずれの期間も過年度納付（そのうち、申立期間②直後の平成 4 年 3 月及び申立期間③直後の 6 年 11 月の保険料は、いずれも時効納付期限の到来する月に納付。）であることが確認できる上、申立期間②及び③は合計 37 か月となり、申立人が主張するとおり、毎月納付した場合、37 回にわたる金融機関で納付した記録が、全て欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間①から③について、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行ったとする申立人の母親に具体的な記憶は無い上、申立人の母親が申立期間①から③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成 8 年 9 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和52年1月から同年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月から同年4月まで

私は、昭和46年に結婚したので、A市に転居し、同市役所で住所や国民年金の任意加入への変更手続を行った。その後、52年5月までは欠かさず国民年金保険料を納付していたが、その頃から生活が苦しくなったので国民年金の資格を喪失する手続を自分で行い、数年後に改めて国民年金に加入した。

ねんきん特別便を確認したところ、複数の期間に保険料の未納期間があることが分かったが、その後、最初の期間は記録訂正されたので、申立期間について未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は4か月と短期間である上、申立人は、昭和44年10月以降の国民年金加入期間について、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人が所持する平成22年9月10日付けの国民年金保険料納付記録の照会回答票によると、昭和46年1月から同年3月までについて未納期間から納付済み期間に記録訂正されていることが確認でき、A市の国民年金被保険者名簿では、同期間について納付済みと記録されていることが確認できるのに対し、特殊台帳では、当該期間を含む昭和44年度から46年度までの納付記録が空白であることが確認できることから、行政側の記録管理に不備があったことがうかがえる。

さらに、申立人が所持する国民年金手帳、A市の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳のいずれも昭和52年5月20日に任意加入被保険者資格を喪失していることが確認できることから、申立期間に申立人が被保険者として認識されて

いたことが確認でき、納付意識の高い申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和29年1月25日から同年2月1日までの期間について、事業主は、同年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、7,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年7月1日から29年2月1日まで

私は、昭和28年7月1日からA社B支店に勤務したにもかかわらず、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が空白となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち、昭和29年1月25日から同年2月1日までの期間について、平成21年9月16日付けの「厚生年金保険の期間照会について（回答）」によると、申立人のA社B支店に係る被保険者資格取得日について昭和29年1月25日から同年2月1日に訂正した旨が記載されているところ、C事務センターは、「当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に基づいて訂正した。」としている。

しかしながら、申立人の厚生年金保険被保険者台帳及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、被保険者資格取得日はともに昭和29年1月25日であることが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、事業主は、昭和29年1月25日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に対し行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、7,000円とすることが妥当である。

- 2 申立期間のうち、昭和28年7月1日から29年1月25日までの期間について、申立人は、「28年7月1日からA社B支店に勤務した。」と主張しているが、オンライン記録によると、同社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、所在地を管轄する法務局においても同社に係る商業登記の記録は確認できない。

また、申立人が記憶する同僚及びA社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を取得している元従業員13人を把握し聞き取りを行ったところ、そのうちの6人からは申立人を記憶している旨の回答が得られたものの、厚生年金保険料の控除等について具体的な証言が得られない上、残る5人は、「申立人を記憶していない。」と証言している。

さらに、A社D支店及び同社B支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じように、同社D支店において被保険者資格を喪失し、同社B支店において再度被保険者資格を取得している者が15人確認できるが、そのうちの14人が資格喪失から再取得まで期間が空いていることが確認できる。

このほか、申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人が当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を2万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（2万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和38年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を27万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（27万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（32万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を37万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（37万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を6万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（6万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を21万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（21万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日

平成 18 年 12 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（31万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を39万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（39万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を23万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（23万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を19万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（19万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を25万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（上記訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く）を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年12月20日

平成18年12月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A事業所から提出された賃金台帳により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（25万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てどおりの標準賞与額に相当する保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和19年10月1日から22年9月1日までの期間については、事業主は、申立人が厚生年金保険被保険者の資格を19年10月1日に取得し、22年9月1日に喪失した旨の届出を社会保険出張所（当時）に行ったことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは130円、同年4月から22年5月までは360円、同年6月から同年8月までは600円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和22年12月31日から24年12月9日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社D支店における資格取得日に係る記録を22年12月31日に、資格喪失日に係る記録を24年12月9日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を22年12月から23年7月までは600円とし、同年8月から24年11月までは、4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

さらに、申立人は、申立期間のうち、昭和26年2月26日から同年11月12日までの期間については、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社E支店における資格取得日に係る記録を26年2月26日に、資格喪失日に係る記録を同年11月12日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から22年9月1日まで  
② 昭和22年12月31日から24年12月9日まで

③ 昭和 26 年 2 月 26 日から同年 11 月 12 日まで

私は、昭和 11 年 4 月 1 日に A 社に入社し、45 年 1 月 20 日まで継続して勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録に欠落があるので、納得できない。

### 第 3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①については、B 社の職歴証明書から、申立人が A 社に継続して在籍していたことが確認できる。

また、A 社 C 支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）によると、申立人は、同社同支店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和 19 年 6 月 1 日に被保険者資格を取得し、かつ同日付けで喪失しており、旧台帳の備考欄には、「郵除外」の記載が確認できることから、申立人は、同日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険の適用を除外されたものと推認できる。

さらに、B 社は、「昭和 19 年 6 月 1 日当時、A 社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、同日に管轄社会保険事務所に資格取得届及び適用除外申請を提出した。また、22 年 9 月 1 日の適用除外制度廃止に伴い、同日の在籍者全員について、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した。」と回答している。

加えて、日本年金機構の資料によると、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、旧台帳に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和 22 年 9 月を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、事業主は、申立人が昭和 19 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得（準備期間を経て、同年 10 月 1 日から保険料を徴収）し、22 年 9 月 1 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められることから、申立人の A 社 C 支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①の標準報酬月額については、申立人の A 社 C 支店における昭和 19 年 6 月の社会保険出張所の記録から、同年 10 月から 21 年 3 月までは 130 円、同年 4 月から 22 年 5 月までは 360 円、同年 6 月から同年 8 月までは 600 円とすることが妥当である。

- 2 申立期間②及び③については、雇用保険被保険者記録及び上記の職歴証明

書により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和22年12月8日に同社C支店から同社D支店に異動及び26年2月26日に同社F部から同社E支店に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②に係る標準報酬月額については、申立人の転勤前のA社C支店の記録から昭和22年12月から23年7月までは600円、同年8月から24年11月まではA社D支店の元従業員の申立期間②に係る被保険者記録から4,500円、申立期間③に係る標準報酬月額については、A社E支店の元従業員の申立期間③に係る被保険者記録から8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間における厚生年金保険料の納付義務の履行については、事業主は、「申立てどおりの届出を行ったと思う。」と回答しているが、申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されているにもかかわらず、いずれの機会においても社会保険出張所が当該届出を記録しないと考えることから、事業主から当該社会保険出張所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険出張所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険出張所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社C支店における資格取得日に係る記録を昭和46年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年11月27日から同年12月1日まで

私は、昭和25年4月1日A社に入社し、平成4年1月31日の定年まで勤務したが、同社B支店から同社C支店に異動した昭和46年11月の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

継続して勤務していたので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人に係る人事記録及び雇用保険の記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和46年11月27日に、同社B支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和46年11月の社会保険事務所(当時)の記録から13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社では、当時の事情を知る担当者もいないことから不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対し

て行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和46年11月21日に、厚生年金保険被保険者の資格を申立人が喪失した旨の届出を社会保険事務所(当時)に対し行ったことが認められることから、申立期間について厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、10万円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年9月21日から同年11月21日まで

私は、昭和25年7月にA社(現在は、B社)に入社し、平成3年8月に退職するまで継続して勤務していたのに昭和46年9月及び同年10月の2か月間の厚生年金保険被保険者記録が欠落している。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支給明細書、B社健康保険組合が作成し保管している健康保険被保険者名簿及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し(昭和46年11月21日に同社C工場から同社D工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、上記の健康保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和46年11月21日にA社C工場において健康保険被保険者資格を喪失し、同日に同社D工場において同被保険者資格を取得しており、同健康保険組合の加入期間に欠落は無いことが確認できる。

さらに、B社の社会保険関係事務担当者は、「申立期間当時、社会保険事務を一括して行っていた本社と健康保険組合の所在地は近接しており、健康保険に関する手続と厚生年金保険に関する手続は同じ者が担当していた。」と証言している。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和46年11月21日にA社C工場における厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与支給明細書から確認できる厚生年金保険料の控除額から、10万円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成17年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和51年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年6月1日まで

私は、A社に平成17年4月1日に入社したが、年金記録では同年6月1日からとなっていて、申立期間の被保険者記録が欠落していることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、A社が発行した在職証明書、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社が保管する給与台帳に記載されている厚生年金保険料控除額により、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格取得日を誤って届け出たことを認めており、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る平成17年4月及び同年5月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。



## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、平成12年5月から同年12月までは28万円、13年1月及び同年2月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成12年5月1日から13年3月10日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成12年5月から13年2月までの期間について、国（厚生労働省）に記録されている標準報酬月額が、給料支払明細書に記載されている給与支給額に見合った金額になっていない。調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された平成12年5月から13年3月までの給料支払明細書及び12年分並びに13年分の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、12年5月から同年12月までは28万円、13年1月及び同年2月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「当時は経営状態が悪く、標準報酬月額を変更する

届出を行った。」と回答しているものの、これを確認できる資料及び周辺事情は無いことから明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年12月1日から25年7月11日まで  
② 昭和26年3月8日から30年5月7日まで  
③ 昭和30年7月10日から同年10月24日まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社の昭和24年12月1日から25年7月11日までの期間、B社の昭和26年3月8日から30年5月7日までの期間及びC社の昭和30年7月10日から同年10月24日までの期間について、脱退手当金支給済みとの回答を受けた。

脱退手当金を受けた記憶が無いので、調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険資格喪失日から約1年9か月後の昭和32年7月28日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、申立期間より前の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら申立人が4回の被保険者期間のうち、申立期間のみを請求し、18か月と比較的長期間である最初の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、支給されたとする脱退手当金の額は法定支給額と相違している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年9月から6年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月から6年3月まで

私は、平成6年5月にA市役所B支所で、妻と共に国民年金の加入手続を行った。それまで国民年金に加入していなかったが、年金受給に必要な25年間を満たすために約2年間遡って納付することができることを知り、同支所の担当者に納付書を作成してもらい、後日、当時のC銀行D支店で納付した。妻と二人分で約40万円ぐらいだったので、2回か3回に分けて全額を納付し、その時の領収書は、5年間ぐらいは保管していたが、その後は必要ないと思い破棄してしまった。国を信用して領収書を破棄してしまったので証拠はないが、申立期間が未納とされていることに納得できないので、第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を2回か3回に分けて、夫婦一緒に金融機関で納付したと主張しており、関連資料として「平成6年分給与所得者の保険料控除申告書」が申立人から提出されている。

また、口頭意見陳述において、申立人の妻は、申立期間の国民年金保険料は、少なくとも平成6年には納付していたはずであると陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録は、納付日も記録されているところ、申立期間前後の夫婦共に納付済みと記録されている過年度保険料の納付方法は、平成4年7月及び同年8月を除き全て毎月納付（申立人は4回、申立人の妻は8回）していることが確認できることから、申立人の主張する納付方法と相違する。

また、申立期間について、金融機関で納付した記録が夫婦共に複数回にわ

たり欠落するとは考え難い上、A市の過年度収滞納一覧表及びオンライン記録は共に未納で一致している。

さらに、申立人から提出のあった「平成6年分給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除の欄に記載された年金保険料に係る申告額は、オンライン記録で確認できる、申立人夫婦が納付済みと記録されている期間のうち、平成6年中に納付した国民年金保険料の合計額とおおむね一致し、申立期間の同保険料の納付はうかがえない。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から5年9月まで

私は、平成6年5月にA市役所B支所で、夫と共に国民年金の加入手続を行った。それまでは共済組合に加入していたこともあり、国民年金に加入していなかったが、国民年金保険料を納付することにより、税金の控除となること、また、2年間遡って納付することができることを知り、同支所の担当者に納付書を作成してもらい、後日、当時のC銀行D支店で納付した。その保険料は、夫と二人分で約40万円ぐらいだったので、2回か3回に分けて全額を納付した。その時の領収書は、5年間ぐらいは保管していたが、その後は必要ないと思い破棄してしまった。国を信用して領収書を破棄してしまったので証拠はないが、申立期間が未納とされていることに納得できないので、第三者委員会へ申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入後、夫婦二人の2年分の国民年金保険料を2回か3回に分けて、夫婦一緒に金融機関で納付したと主張しており、関連資料として「平成6年分給与所得者の保険料控除申告書」が申立人から提出されている。

また、口頭意見陳述において、申立人は、申立期間の国民年金保険料は、少なくとも平成6年には納付していたはずであると陳述している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人夫婦の国民年金保険料の納付記録は、納付日も記録されているところ、申立期間前後の夫婦共に納付済みと記録されている過年度保険料の納付方法は、申立人の夫の平成4年7月及び同年8月を除き全て毎月納付（申立人は8回、申立人の夫は4回）していることが確認できることから、申立人の主張する納付方法と相違する。

また、申立期間について、金融機関で納付した記録が夫婦共に複数回にわたり欠落するとは考え難い上、A市の過年度収滞納一覧表及びオンライン記録は共に未納で一致している。

さらに、申立人から提出のあった「平成6年分給与所得者の保険料控除申告書」の社会保険料控除の欄に記載された年金保険料に係る申告額は、オンライン記録で確認できる、申立人夫婦が納付済みと記録されている期間のうち、平成6年中に納付した国民年金保険料の合計額とおおむね一致し、申立期間の同保険料の納付はうかがえない。

加えて、申立人及びその夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年10月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月から54年3月まで

申立期間当時、A業は盛況で、父母と一緒にA業に従事していた。私には他に兄弟もおらず、経済的にも安定していたので、国民年金保険料を納付する資力は十分あった。保険料は、母親が家族の分を納めていて、婦人会の役員が毎月集金に自宅に来ていたことを覚えているが、その母親は昭和58年\*月に亡くなっており、詳しい内容は分からない。また、その時の年金手帳が1冊あったと記憶しているが、現在は別の2冊の手帳しか保管していない。

居住していた地域では、隣近所のつながりが強く、国民年金保険料を払わずにいることは難しく、競って納めていたような状況だったと記憶している。当時のそのような環境や生活状況から考えても、保険料を納めていなかったとは考えられないので、調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年6月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、この時点で、申立期間のうち52年3月以前の期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、B町(現在は、C市)の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和54年4月以降から「完納」の記載が確認できるものの、それまでの期間は空欄となっており、申立人に係る特殊台帳においても、申立人の被保険者資格の取得日がある昭和46年度から申立期間を含む53年度まで未納と記録されており、いずれもオンライン記録と一致している。



さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年6月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年6月から63年3月まで

私は、大学に入り親元を離れていたが、住民票はA郡B町（現在は、C市）のままにしていた。20歳になった頃、両親がB町役場で私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれたはずであるのに、申立期間の保険料が未納とされており納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が20歳になった頃に、申立人の母親が国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立期間当時、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、オンライン記録によると、申立期間は未加入の期間であることから、申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年9月から49年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年9月から49年7月まで

私は、「ねんきん特別便」を見たところ、給与から控除され、会社で国民年金保険料を納付してくれていた申立期間の記録が無いことが分かった。

申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた会社も給与控除により納付していたことを証明しており、年金記録がおかしいので、第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は、当時勤務していた事業所の給与から控除され、同事業所が納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料の納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年9月頃に夫婦連番で払い出されており、申立期間当時、別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金制度の未加入期間と記録されていることが確認できることから、申立期間の保険料を納付することはできなかったものと考えられる。

また、申立人が所持する年金手帳を見ると、国民年金に「はじめて被保険者となった日 昭和51年8月30日」と記入されており、A市の国民年金被保険者名簿の資格取得日と一致している上、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録においても、申立人は同日に国民年金の強制被保険者となることが確認できる。

さらに、元同僚(当時の専務及び事務員)は、当該事業所が厚生年金保険の適用を受けるまでは、事業所が保険料を給与から控除し、各地方自治体に納付していたと証言しているが、元同僚の主張以外に、当該事業所が申立人の国民年

金保険料を納付していたことを裏付ける事情も見当たらない上、制度上、当該事業所に国民年金保険料の納付義務は無い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年8月から44年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年8月から44年3月まで

私は、結婚後すぐに義姉に勧められ、昭和43年8月23日に義姉と一緒にA市役所に赴いて国民年金の加入手続を行い、当該年度の保険料を一括納付した。そのとき、交付された国民年金手帳を見ると、領収印が無かったので、窓口の担当者に尋ねたところ、「こちらは、ちゃんとしているので大丈夫です。」と言われたものの、疑念を抱きながら帰宅した。

その後、国民年金保険料を納付する余裕が無くなったので、昭和47年12月5日に国民年金に再加入するまで保険料は納付していないが、48年4月19日に市役所の窓口で、47年12月から48年3月までの保険料を納付したときは領収書が発行されたので、申立期間の納付記録について確認したところ、「納付している。」と言われ安心した。

ところが、60歳前に年金記録照会を見ると、申立期間は未納となっており、年金記録がおかしいことを、役所及び年金事務所に何度も赴いて訴えているが、認められないので第三者委員会に申し立てた。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の義姉に同行してもらい、昭和43年8月にA市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を一括して納付したと主張している。

しかしながら、A市によると、国民年金保険料の収納は、昭和44年度まで国民年金手帳の印紙検認台紙に国民年金印紙を貼付する印紙検認方式であったとしているところ、申立人が所持する国民年金手帳を見ると、申立期間に係る43年度の国民年金印紙検認台紙が空白であり、申立期間の国民年金保険料の納付は確認できない。

また、申立人の義姉は、申立人の国民年金保険料の納付に関する具体的な記憶は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連（資料家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年12月及び62年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年12月及び62年1月

私は、昭和61年12月20日にA社を退職し、翌年1月にB事業所で勤務を始めたが、その間に2週間ほどアルバイトをして、正月明けの62年1月に、親の勧めで国民年金の加入手続きを行い、その日のうちにC市役所窓口で国民年金保険料を納付した。また、その時に年金手帳も交付され、現在も所持している。私は母親と一緒に市役所に行き、保険料は母親が納付してくれた。場所は、現在の新しいC市役所ではなく、以前の市役所であったと思う。間違いなく保険料を支払っているのに、しっかり調査して、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和62年1月にC市役所で国民年金の加入手続きを行ったと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年11月7日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人はこの頃に加入手続きを行ったものと推認できる上、C市において昭和61年11月から62年4月までの期間に同手帳記号番号が払い出された約1,300人の中に、申立人の氏名は確認できない。

また、申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳によると、昭和61年12月21日から平成2年9月26日までの資格得喪記録について、同年10月16日に届出されたものと記録されていることから、申立人は同年10月頃に加入手続きを行ったものと推認でき、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

さらに、申立人に係るC市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間は保険料未納と記録されており、オンライン記録と一致している上、申立期間のうち、昭和62年1月は、申立人の厚生年金保険被保険者期間とされており、オンライン記録上、同年同月分の国民年金保険料が還付された記録は無い。

加えて、申立人及びその母親が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人の昭和62年4月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和42年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年4月から63年3月まで

亡くなった母から、国民年金手帳を手渡された際、20歳になると学生であっても国民年金保険料を納付しなければ、満額の年金が受給できないため、私の保険料納付は済ませてあると聞いたことがある。妹も学生期間の支払いが完了しており、姉妹に差別をつける母ではないので、再度調査してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の同手帳記号番号の第3号被保険者の加入状況から、平成8年1月から同年3月までの間に払い出されたものと推認できる上、国民年金手帳記号番号払出簿において、申立期間当時、上記とは別の同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、上記同手帳記号番号の払出しの状況から、申立期間当時は国民年金の未加入期間である上、A市の国民年金過年度収滞納一覧表によると、申立期間は空欄であることが確認できる。

さらに、申立人は、申立人の母親から、申立期間の保険料を納付したとする話を聞いた覚えはあると主張する以外、具体的な納付状況についての主張は無い上、その母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年7月から45年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年7月から45年3月まで

夫が元気でいた頃、自宅にねんきん特別便が送付され、夫と私は一緒にその特別便と夫の国民年金手帳の保険料の押印記録及びその手帳に挟み込んでいた領収書と突き合わせを行って、納付した記録に漏れが無かったことを記憶している。

私と夫は結婚して以来、ずっと一緒に国民年金保険料を納付してきたが、申立期間について夫の分だけ未納となっていることは考えられない。また、私が平成21年2月に遺族年金の手続のために社会保険事務所(当時)に行ったとき、夫の国民年金手帳が没収されてしまい、現在では、夫が保険料を納付したことを証明するものは無いが、納付していたことは間違いないので、詳しく調査してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、前後の任意加入被保険者の資格取得日から、申立人は、同年11月頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間は既に時効により保険料を納付できない期間である。

なお、特殊台帳の納付記録によると、申立人は、国民年金に加入した時点で、時効到達前で納付可能であった昭和45年4月から47年3月までを過年度納付したことが推認できる。

また、申立人の妻は、申立期間について夫婦一緒に保険料を納付していたと

主張しているが、その妻の国民年金手帳記号番号は昭和43年3月から45年6月までの間に婚姻前の旧姓で払い出されていることが確認できる上、その妻が所持する国民年金手帳の発行日は43年6月4日と記載されており、同手帳の印紙検認印から、同年4月から同年6月までの保険料を同年7月5日に納付していることが確認できることから、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、44年8月から45年3月までの保険料を同年2月5日に一括納付し、申立期間直後の昭和45年度の保険料についても、現年度納付していることが確認できることから、申立人とその妻は、加入時期及び当該期間の納付方法が異なっていることが認められる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年12月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年12月から10年3月まで

私は、平成9年12月末に会社を退職後、失業保険を受給していたため、夫の扶養家族になることができず、10年3月下旬頃に夫がA市B地区役所で国民年金の加入手続を行ってくれた。夫の話によると、職員から、「ぜひ、遡って掛けてください。」と説明を受けたので、その場で未納となっていた申立期間4か月分の国民年金保険料を2か月ずつ分割して、2枚の納付書を作成してもらったと思う。

私は、帰宅した夫から申立期間の納付書を受け取り、しばらくしてから、最初に平成10年4月分と同じ時期に9年12月及び10年1月分の国民年金保険料をB区役所で納め、その後、同年5月分と同じ時期に同年2月及び同年3月分の保険料も同区役所で納付したと思うので、申立期間が未納と記録されていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を2か月ずつ2枚の納付書に分割してもらい、平成10年4月頃に、同年4月分、9年12月及び10年1月分（1枚目の納付書）の保険料をA市B地区役所で現年度納付し、その後、同年5月分と同じ時期に同年2月及び同年3月分（2枚目の納付書）の保険料についても同区役所で現年度納付したと主張している。

しかしながら、オンライン記録上、申立期間の国民年金保険料の納付記録は無い上、申立人は、申立期間直後の平成10年4月の保険料を1年後の11年4月30日に現年度納付し、10年5月の保険料を11年6月28日に過年度納付していることが確認できることから、申立人の主張する納付時期及び納付方法と符合しない。

また、申立期間は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、国民年金保険料の収納事務については社会保険事務所（当時）の記録の電算化が図られており、事務処理過誤が生じる可能性は低いと考えられることから、申立期間当時における記録管理の信ぴょう性は高いものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを確認できる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和39年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月から49年3月まで

私は、昭和39年10月頃に国民年金に加入した。夫の仕事の得意先のA氏の母親に勧められたことを契機に加入手続を行ったと思うが、その人は既に亡くなってしまった。国民年金保険料は、婦人会の人が集金に来て納付していたと思う。夫婦二人分を一緒に払っていたので、夫の分だけ納付済みになっていて、私の分が未納となっていることが信じられない。国民年金手帳が1冊あり、36年8月\*日と書いてある上、紙も剥がされているので、おかしいと思う。夫の納付記録が39年10月からあり、その時から二人分払っているはずなので、よく調べて記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年10月頃に、申立人の夫の仕事の関係者の母親に勧められて夫婦同じ時期に国民年金に加入し、国民年金保険料を一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、上記の関係者によれば、その母親が婦人会において国民年金の加入を勧めていたとの証言が得られたものの、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和49年2月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年1月9日と記載されていることから、申立人は、この頃に加入手続を行ったものと推認でき、申立期間のうち、47年3月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳によると、昭和48年度の検認記録欄は空欄となっており、国民年金保険料の納付記録を確認できない上、申立人は、保険料について遡ってまとめて納付したとする主張は無い。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の夫の国民年金手帳記号番号は昭和 39 年 11 月に払い出されていることが確認できるものの、その前後において、申立人に係る上記とは別の同手帳記号番号の払出しは確認できない上、申立人について複数の読み名で検索を行うも、申立期間に係る別の同手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年10月まで

昭和57年1月に私たち外国籍の者も、国民年金に加入できるようになった。私はA職として自営していたため、厚生年金保険にも加入できず、これで、将来への不安が少しは和らぐとの思いから、すぐに、私の妻が市役所で加入手続を行った。保険料は集金人のB氏に支払い、当初は4,500円で、その後、年々500円ほど高くなっていったが、毎月、妻が夫婦二人分を一緒に支払っていた。

また、私たち夫婦と同じ外国籍の知人も、同じ時期に国民年金に加入したが、その知人の記録は納付済みとなっている。納得できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に、申立人の妻が国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間の保険料を定期的に集金人に納付していたと主張しているのみで、遡って納付したとする主張は無い上、特例納付が行われていた時期ではない。

さらに、申立人について、複数の氏名及び読み方で検索を行うも、申立人に



対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない上、C市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によると、共に申立期間の納付記録が無いことから、申立人は、上記の加入手続後に現年度納付し、過年度納付しなかったものと推認される。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年10月まで

昭和57年1月に私たち外国籍の者も、国民年金に加入できるようになった。私の夫は、自営業であったため、厚生年金保険にも加入できず、年金加入を待ち望んでいた私たちにとって、これで、将来への不安が少しは和らぐとの思いから、すぐに、私がA市役所で加入手続を行った。保険料は集金人のB氏に、当初は4,500円で、その後、年々500円ほど上がっていったが、やりくりしながら、毎月、夫の保険料と一緒に支払った。

また、私たち夫婦と同じ外国籍の知人も、同じ時期に国民年金に加入したが、その知人の記録は納付済みとなっている。納付できないので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和57年1月に国民年金の加入手続を行い、夫婦一緒に申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、申立人はこの頃に加入手続を行ったものと推認できる。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人は、申立期間の保険料を定期的に集金人に納付していたと主張しているのみで、遡って納付したとする主張は無い上、特例納付が行われていた時期ではない。

さらに、申立人について、複数の氏名及び読み方で検索を行うも、申立人に対して、申立期間に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうか

がわせる事情は見当たらない上、A市の国民年金収滞納一覧表及びオンライン記録によると、共に申立期間の納付記録が無いことから、申立人は、上記の加入手続後に現年度納付し、過年度納付しなかったものと推認される。

加えて、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月及び同年5月

私は、国民年金の加入手続及び保険料納付について、全く覚えていないが、大学の卒業を機に国民年金に加入したのに、未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月1日に厚生年金保険の記号番号で付番されており、国民年金の昭和54年6月1日の資格喪失日及び平成8年12月29日の資格取得日を9年3月3日に追加入力していることから、申立期間当時は国民年金の未加入期間であることが確認できる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立期間当時、国民年金手帳記号番号の払出しが必要となる場所、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 3 月 10 日から 37 年 8 月 26 日まで

私は、高校を卒業してから約5年間、A社に勤務し、退職する際、退職金を支給すると言われ1万2,000円余りを受領したが、その後、社会保険事務所(当時)の説明で受領した退職金が脱退手当金であることが分かった。私は、脱退手当金の制度自体を知らなかったし、退職時に会社から脱退手当金についての説明を受けておらず、会社は脱退手当金を退職金として支給しているので、脱退手当金を受領していない元の状態に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和37年10月30日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りは無いほか、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には脱退手当金の支給を意味する「脱」表示が記載されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、上記の被保険者名簿における申立人の前後の女性従業員のうち、申立人が上記被保険者資格を喪失した日(昭和37年8月26日)の前後2年以内に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給資格がある14人について調査したところ、申立人を含む10人について脱退手当金を支給した旨の表示が記載されており、このうち6人が資格喪失後4か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、支給記録のある元従業員のうちの一人は、「退職時に会社から脱退手当金に関する説明があり、将来の年金のことなど考えていなかったため、言われるままに受領した。」と証言していることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期

間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 36 年生

住 所 :

申 立 期 間 : ① 平成5年11月10日から6年7月1日まで

② 平成6年6月30日から同年7月1日まで

私は、平成5年11月から6年6月末までA社で事務職として勤務し、給料は17万3,400円だったのに、厚生年金保険の標準報酬月額は13万4,000円となっているので、訂正してほしい（申立期間①）。

また、A社には平成6年6月30日まで勤務したのに、厚生年金保険被保険者資格喪失日が同年同月同日となっており、その翌日ではないのはおかしいので、同資格喪失日を同年7月1日に訂正してほしい（申立期間②）。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、「当時の給料の支給額は17万3,400円だった。」と主張しているところ、雇用保険の記録における離職時賃金日額から推計される報酬月額は、申立人の主張する標準報酬月額とおおむね一致することが確認できる。

しかし、オンライン記録によると、申立人の厚生年金保険被保険者資格取得日（平成5年11月1日）における標準報酬月額は13万4,000円（同日以降、申立期間中同額）となっているところ、A社において申立人と同じ事務職であった女性の元従業員二人についても、それぞれ、同資格取得日は同年9月20日、7年1月5日と異なるものの、同資格取得時の標準報酬月額は、申立人と同じ13万4,000円であることが確認できる。

また、申立人が記憶している元従業員は、「A社で勤務していた期間のうち、3回ほど、給与が1万円ずつ上がったことを覚えている。」と証言しているが、オンライン記録によると、当該元従業員の被保険者記録が確認できる30か月間（申立期間を含む、平成5年9月1日から平成8年3月12日ま

で)の標準報酬月額が15万円のままであり、申立期間①当時、同社では、給与支給額に見合った届出が行われていなかったことがうかがえる。

さらに、A社は既に廃業しており、元事業主は、「申立期間①当時の賃金台帳や社会保険に係る届出関係の書類については既に廃棄している。」と回答していることから、当時の保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

- 2 申立期間②について、申立人は、「月末まで勤務した従業員の厚生年金保険被保険者喪失日は、翌月の1日付けで届け出るのが一般的な取扱いであるが、私はA社に平成6年6月30日まで勤務したにもかかわらず、同資格喪失日が同年同月同日となっているのはおかしい。」と主張している。

しかし、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日(平成6年6月30日)の前後3年間に同社で同被保険者資格を喪失し、かつ雇用保険の記録が確認できる8人のうち、3人は申立人と同様に同被保険者資格の喪失日が離職日と同日となっている上、残り5人のうち4人は離職日の翌日(うち1人は翌々日)に同被保険者資格を喪失し、一人は同被保険者資格の喪失日より後に離職していることが確認できることから、申立期間②当時、同社では、何らかの理由により、必ずしも離職日の翌日を同被保険者資格の喪失日として届け出ていなかったことがうかがえる。

また、上記のとおり、A社は既に廃業しており当時の資料も無く、元事業主に照会しても申立人の退職日の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人が、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 31 日まで  
② 昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日まで

私は、昭和 56 年 10 月 1 日から 57 年 10 月 31 日まで、A 社（現在は、B 社）C 出張所で用品を販売していた。仕事上のトラブルで所長と口論となり、退職の際に健康保険証を突き返した記憶がある（申立期間①）。

また、昭和 59 年 4 月 1 日から同年 7 月 31 日までは、D 社又は E 社という名称の会社に所属し、F 社の輸送部に派遣され、各種製品の輸送作業に従事した。採用されてすぐにトラックの車内で事業主から健康保険証と年金手帳を交付されたこと、当該年金手帳には社会保険事務所と記載されていたことを覚えている（申立期間②）。

申立期間①及び②の当時、私には乳幼児がおり、社会保険が完備されていない事業所に勤務することはありえないので、これら期間の年金記録が無いことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A 社の元 C 出張所長及び元事務担当者が共に、「申立人は、申立期間①の頃、1 年間ほど配送係として勤務していた。」と証言していることから、申立人が申立期間①において同社 C 出張所で勤務していたことは推認できる。

しかし、A 社の元事務担当者は、「当時、申立人のほかに配送係はいなかったが、配送係は短期で退職する者が多く、社会保険に加入させるまでに至らないことも多かった。通常、入社から 7、8 か月経過しなければ、社会保険に加入させていなかった。」と回答している。

また、A 社の元 C 出張所長は、「申立期間①と時期は異なるが、申立人と

同じ配送係として2、3人を雇い入れた際も、いずれも短期で退職したので、社会保険に加入させていなかったと思う。」と回答している。

これらの証言から、A社においては、必ずしも配送係を採用時から厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、当該事業所は、昭和59年9月に合併により解散している上、当該事業所の親会社にも関係資料は残っておらず、申立人の厚生年金保険への加入状況及び同保険料の控除について確認できない。

- 2 申立期間②については、G地域支局管内にD社又はE社という法人の登記は見当たらない上、G地域管轄の年金事務所管轄内にもD社又はE社という名称の厚生年金保険の適用事業所は見当たらない。

また、オンライン記録によると、F社の厚生年金保険被保険者記録においても、申立人の被保険者記録は確認できない上、同社は、「D社又はE社という名称の運送請負業者は存在しない。G地域に本社を置く唯一の運送請負業者はH社のみであった。」としている。

さらに、雇用保険の記録によると、昭和55年5月30日から同年8月31日までの期間について、申立人のH社における被保険者記録が確認できるものの、オンライン記録によると、同社は、申立期間から約7年後の平成2年8月1日に厚生年金保険の適用事業所となっていることが確認できる上、同社の事業主は、「申立人を記憶していない。申立期間②当時は、個人事業所であった。」としており、オンライン記録によると、同社の事業主の申立期間②における国民年金保険料の納付記録が確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月1日から39年7月1日まで

私は、昭和38年4月にA社に入社したと記憶しているが、厚生年金保険の加入記録は、39年7月からの2か月間しか無い。元同僚に聞いたところ、A社における勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致している者と相違している者がいることが分かった。

調査の上、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚が、申立人が厚生年金保険被保険者資格取得日（昭和39年7月1日）より前からA社で勤務していたことを証言しているものの、入社時期について具体的な証言を得られず、申立人の当該事業所における勤務期間を特定することができない。

また、元同僚43人に照会し、27人から回答を得たが、複数の元同僚が、申立人と同様に、自身の勤務期間と厚生年金保険の加入期間が一致しないと回答している。

さらに、別の元同僚に当時の従業員の氏名を聴取したところ、A社に申立人より前に入社し倒産まで勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の加入記録が確認できない複数の元従業員がいたことが確認できる。

加えて、A社における申立期間当時の事務担当者は既に死亡している上、元事業主も病気療養中のため、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の加入手続等について聴取できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年9月22日から33年10月27日まで

私は、昭和33年10月に会社を退職後、同年11月に結婚し、夫の住むA市に住所を置いたまま、34年5月までB市の実家に手伝いのため帰っていた。その後、A市に帰ってきて、C社に勤めた。現在も同じ所に住んでいるが、脱退手当金を受け取った記憶はないので、よく調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日前の3年程度（昭和31年2月から33年10月まで）の期間に同被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす女性従業員14人（申立人を含む。）について、脱退手当金の支給状況について調査したところ、12人に脱退手当金の支給記録が確認でき、このうち8人が同被保険者資格喪失日から4か月以内に支給されていることから、事業主による代理請求の可能性がうかがえる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年2月20日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 2 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

平成 7 年 1 月の災害で、私が勤務していた A 社は事務所が半壊し、B 市から C 市へ移転した。しかし、業務内容は変わらず給与も減額された記憶もないが、平成 7 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額が、それまでの 22 万円から 16 万円に低下していた。給与明細書等の当時の資料は保管していないが、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の A 社における標準報酬月額は平成 7 年 2 月に 22 万円から 16 万円に改定され、その後、同年 8 月まで 16 万円であったことが確認できる。ところ、申立人に係る雇用保険記録によると、申立人の同社における同年 3 月から同年 8 月までの賃金月額は、平均しておおむね 21 万円であったことが確認できる。

しかし、A 社の元事業主は、「申立期間における賃金台帳等は残っていない。」と回答していることから、申立人の申立期間に係る報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。

また、オンライン記録によると、A 社は、申立期間の始期である平成 7 年 2 月において、27 人の厚生年金保険被保険者が確認できる。ところ、当該 27 人のうち申立人と同時期に標準報酬月額が 2 等級以上低く改定されていることが確認できる 13 人に照会したものの、回答があった 7 人全員が「申立期間に係る給与明細書を所持していない。」と供述しており、申立期間当時の保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 兵庫厚生年金 事案 3347

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日  
平成 18 年 12 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているので訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は2万6,000円と記録されているところ、申立人は、当該標準賞与額の相違について申し立てている。

しかしながら、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間の賞与支払額が3万円であることは認められるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立人の申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除しなかった。」と回答している。

このほか、申立人が、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 24 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 18 年 12 月 20 日  
平成 18 年 12 月に支給された賞与について、厚生年金保険の記録では、賞与額が低くなっているため訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立期間の標準賞与額は1万9,000円と記録されているところ、申立人は、当該標準賞与額の相違について申し立てている。

しかしながら、A事業所から提出された賃金台帳により、申立人の申立期間の賞与支払額が2万円であることは認められるものの、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、A事業所は、「申立人の申立期間の賞与から厚生年金保険料は控除しなかった。」と回答している。

このほか、申立人が、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に相当する厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年10月1日から53年3月21日まで

私は、昭和48年10月からA社（現在は、B社）に勤務していたが、娘の出産により孫の子守をしなければならなくなったので、53年3月に退職した。

年金記録では、同社で勤務した期間については脱退手当金を受給したことになっているが、生活に困ることは無かったので脱退手当金を受け取っていない。

### 第3 委員会の判断の理由

C年金事務所には、申立期間の脱退手当金に係る厚生年金保険脱退手当金支給報告書が保管されており、同報告書において、オンライン記録と一致する脱退手当金支給額及び支給年月日の記載が確認できる。

また、これらの記録によると、申立人の脱退手当金は、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和53年5月19日に支給決定されている上、脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、A社の申立人に係る厚生年金保険被保険者原票においては、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が確認でき、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 10 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年 12 月 1 日から 2 年 1 月 1 日まで  
② 平成 2 年 12 月 1 日から 3 年 9 月 1 日まで

私のねんきん定期便を確認したところ、標準報酬月額について、申立期間①は 50 万円を 47 万円に、申立期間②は 47 万円を 53 万円にするのが正しいと思うので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、申立期間①の始期である平成元年 12 月 1 日に、47 万円から 50 万円に引き上げられているところ、申立人は、「申立期間の標準報酬月額は 47 万円が正しい。」と主張しており、A 社から提出された申立人に係る給与明細書によると、申立期間①の保険料控除額に相当する標準報酬月額は、47 万円であることが確認できる。

しかしながら、申立期間①の標準報酬月額については、厚生年金保険法の改正に伴い、平成元年 12 月 1 日に標準報酬月額の最高額が、47 万円から 53 万円に引き上げられているところ、オンライン記録によると、申立人の申立期間①直前の同年 11 月の標準報酬月額は、当時の最高等級の 47 万円である上、同年 10 月の標準報酬月額の定時決定において、申立人の報酬月額が 51 万 3,000 円であるとする記録が確認できることから、当該法改正に伴い、申立人の標準報酬月額が変更されたことがうかがえる。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、当初、申立人が主張する 53 万円と記録されていたところ、平成 3 年 9 月に 47 万円に遡って引下げ処理されていることが確認できる上、上記の給与明細書により、申立人が主張する標準報酬月額 (53 万円) に相当

する保険料が控除されていたことが確認できる。

しかしながら、上記の給与明細書の写しにより確認できる申立期間②を含む平成2年9月以降の報酬月額に相当する標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額の47万円かこれを下回る金額で推移していることが確認でき、当該処理は事実即した処理であったことがうかがえる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなるが、申立期間②の報酬月額に相当する標準報酬月額は、上記のとおり、オンライン記録の標準報酬月額と同額の47万円かこれを下回る金額で推移していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

- 3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年1月1日から53年8月11日まで  
② 昭和53年9月1日から同年10月21日まで  
③ 昭和53年12月1日から54年2月28日まで  
④ 昭和54年8月1日から55年4月1日まで

昭和51年8月にA社が設立された際、私は、専務取締役として招集され、月収30万円を保証されていた。しかし、52年1月から53年7月までの標準報酬月額が20万円になっている（申立期間①）。

その後、会社はB社に吸収合併され、私は、営業部長として勤務していた（申立期間②）。次に、私はグループ傘下のC社に営業部長として配属された（申立期間③及び④）。それぞれ、月収は35万円ぐらいだったが、標準報酬月額が20万円か26万円にされている。こんなに低い給与ではなかった。

詳しく調査の上、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間当時に同社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員10人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった5人のうち4人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している（残る一人は不明）。

また、上記名簿によると、申立人と同日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、当該期間直前の標準報酬月額についても申立人と同額である元従業員について、申立人と同様に、当該期間の始期から標準報酬月額を32万円から20万円に変更されたことが確認できるものの、当該従業員から申立期間①当時の具体的な証言を得ることはできず、月額変更等の届出内容について確認できな

い。

さらに、A社の元代表取締役役に照会したが、回答を得ることができず、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間②について、B社の元代表取締役は、「事務関係は、親会社のD社がしており、詳しいことは分からない。」と回答しているところ、D社は既に廃業していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間当時に同社における厚生年金保険被保険者資格が確認できる元従業員11人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった6人のうち4人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している（残る二人のうち一人は不明、一人は無回答）。

さらに、上記名簿によると、当該期間において、申立人と同じ地位及び職種であったとされる複数の元従業員の標準報酬月額が、申立人の標準報酬月額とほぼ同額であることが確認できる。

このほか、申立期間②について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

申立期間③及び④については、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により当該期間当時に当該事業所において厚生年金保険被保険者資格を有していることが確認できる元従業員8人に、当該期間における給与額と標準報酬月額の相違について照会したが、回答があった3人のうち一人が、「給与額と標準報酬月額はおおむね一致する。」と証言している上（残る二人のうち一人は不明、一人は無回答）、上記名簿によると、当該期間において取締役であった元従業員の標準報酬月額は30万円であり、営業部長であったとする申立人の26万円と近似する金額であることが確認できる。

また、申立期間③及び④について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①から④までについて、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月 16 日から同年 9 月 1 日まで

私は、A事業所（その後、B事業所）の社員に入社を勧誘され、それまで勤務していた会社を辞め、その翌日の昭和 63 年 5 月 16 日から、A事業所C支店に入社した。入社当初から、雇用保険料及び健康保険料と同様に厚生年金保険料も給与から控除されていた。

ところが、年金記録では、入社当初の昭和 63 年 5 月 16 日から同年 9 月 1 日までの4か月間が欠落しており、納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事業主及び申立人を同社に勧誘した元上司は共に、申立人が申立期間に在籍していたことを証言している。

しかし、申立人の同社に係る雇用保険被保険者資格取得日及び所属業種の健康保険組合における健康保険被保険者資格取得日はいずれも昭和 63 年 9 月 1 日となっており、オンライン記録と一致している。

また、申立期間当時の事業主は、「私が事業主だった頃、雇い入れから正社員になるまで3か月の試用期間があり、その間、各種保険に加入させていなかった。たとえ他社から勧誘した者であっても、同じ取扱いであった。」と回答している。

さらに、申立期間当時の事務担当者は、「少なくとも申立期間当時においては、新卒、中途採用の区別無く、試用期間3か月の間は社会保険及び雇用保険の適用は無かったので、試用期間中の給与から保険料を控除することも無かった。」と回答している上、「自分自身にも、社会保険等に加入していない約3か月の試用期間があった。」としており、当時の同僚も同様の証言をしている。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年12月10日から32年10月1日まで

申立期間当時は会社の業績も良く、事業を拡大していた時であり保険を途中で切るようなことは考えられない。添付の取締役議事録のとおり、役員報酬も支給され、代表取締役として継続勤務していたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

A社(申立期間当時はB社。事業所名変更により昭和37年7月からはA社。)が保管する商業登記簿謄本、人事記録及び取締役議事録により、申立人が申立期間に代表取締役として同社で勤務し、役員報酬が支払われていたことは確認できる。

しかしながら、A社から提出のあった申立人に係る人事記録には、昭和32年10月1日付けで厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる上、健康保険厚生年金保険被保険者記号番号払出簿によれば、申立人に対し、同日を資格取得日とする被保険者記号番号は申立期間以前(26年10月1日)に払い出された被保険者記号番号とは異なる番号であることが確認できる。

また、申立期間当時の取締役の中には、取締役会議事録において役員報酬の記載があるにもかかわらず、申立人同様、厚生年金保険被保険者記録の無い者を確認できるが、当時の総務経理担当者は既に死亡していることから、当時の厚生年金保険の加入状況について確認することができない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)の申立人の備考欄には、昭和29年12月10日の被保険者資格の

喪失に伴い健康保険証を返納したことを示す「証返」の押印が確認できる上、当該被保険者名簿、厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及びオンライン記録は全て一致しており、事務処理において不自然な点は認められない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月7日から同年11月21日まで

私は、昭和36年3月16日から62年9月30日まで継続してA社(後のB社)で勤務していたにもかかわらず、年金記録によると、入社1か月後の36年4月7日から同年11月21日までの7か月間の欠落期間がある。

申立期間当時にA社はB社に吸収合併されたことから、その際の手続上の漏れなども考えられるので、詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における昭和36年3月16日から同年4月7日までの期間及びB社における同年11月21日から62年9月30日までの期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できるところ、同社から提出された社内経歴書により、申立人の在籍期間及び申立人の同社における雇用保険被保険者期間は、いずれも36年11月21日から62年9月30日までであることが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、B社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が最初に被保険者資格を取得した昭和36年3月16日に同被保険者資格を取得した23人に照会したうち、回答を得た10人、及び申立人が同被保険者資格を再取得した同年11月21日に同被保険者資格を取得した9人に照会し、回答を得た5人、合計15人全員が入社及び退職の時期とオンライン記録により確認できる厚生年金保険の取得及び喪失時期とが一致すると回答している。

さらにB社は、「当社がA社を吸収合併したのは昭和40年であり、申立期間とは時期が異なっている。」と回答しており、合併の影響により申立人の年金記録が失われたとも考え難い。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が

昭和 36 年 11 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を再取得した際には、同年 3 月 16 日に最初に同資格を取得した際の記号番号とは別の記号番号が払い出されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年8月頃から34年11月頃まで

私は、A社の後すぐに、B社に勤めた。B社でもらった健康保険証で歯医者にかかった覚えがある。B社の本店はC町かD町にあり、支店が4つぐらいあった。B社を退職後に勤務したE社の年金記録が昭和34年11月14日からになっているなら、同年同月までB社に勤めていたと思う。厳しい時代であり、何年も働かなかつたなどということは考えられないので、調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にB社で勤務した。」と主張しているところ、申立人のB社に係る所在地、支店の状況、事業主の名前等の記憶から、申立てに係る事業所は、B社である可能性がうかがえる。

しかしながら、B社では、「申立期間当時の資料は無く、当時勤務していた従業員も全員退職しており、申立人が勤務していたかどうか不明である。」と回答している上、同社の申立期間当時の事業主も既に死亡しており、申立人は申立期間当時の元同僚の名前を記憶しているものの、姓のみの記憶であることから個人を特定できず、聞き取り調査を行うことができないことから申立人の同社における勤務実態等について確認できない。

また、B社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成9年4月1日であり、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、B社では、「申立期間は、当社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間であり、給料から厚生年金保険料を控除することも考えられない。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与か

ら控除されていたことを確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 25 日まで  
② 昭和 54 年 3 月 9 日から 57 年 10 月 2 日まで

私は、A社において、昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 8 月 20 日まで勤務していたが、46 年 9 月 1 日から 47 年 2 月 25 日までの期間（申立期間①）について、厚生年金保険の加入記録が無い。

また、私は、B社において、昭和 54 年 3 月 9 日から平成 5 年 5 月 12 日まで勤務していたが、昭和 54 年 3 月 9 日から 57 年 10 月 2 日までの期間（申立期間②）について、厚生年金保険の加入記録が無い。

いずれの期間も、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社において申立人と一緒に勤務したとする元同僚は、「申立人は、昭和 46 年 9 月 1 日から 47 年 8 月まで継続して勤務していた。」旨、供述していることから、申立人が、申立期間①において、同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社に係るオンライン記録により、申立期間①に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員 6 人に照会したところ 3 人から回答を得たが、そのうちの二人については、申立人を記憶していない上、「申立期間①当時、保険に加入させない見習社員又はパート・アルバイトがいた。」旨、供述している。

また、前述の申立人と一緒に勤務したとする元同僚は、「私も申立人と同様に、入社日と資格取得日が数か月間ずれている。」旨、供述していることから、申立期間①当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保

険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

さらに、申立期間①当時のA社の事業主に対し照会を行ったが回答が得られず、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険被保険者記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人が、申立期間②においてB社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、B社に係るオンライン記録により、申立期間②に厚生年金保険被保険者記録を有し、かつ、雇用保険被保険者記録を確認できた13人のうち12人は、厚生年金保険と雇用保険の資格取得日が相違している上、当該期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元従業員14人に照会したところ7人から回答を得たが、当該元従業員からは、「私も、入社日と資格取得日が3年1か月間ずれている。」、「私は、6か月間の試用期間があった。」、「当時は、15か月間の試用期間があった。」旨、それぞれ供述している。

これらのことから、申立期間②当時、当該事業所では、従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなく、入社してから相当期間経過後に加入させる取扱いであったことがうかがえる。

また、B社の申立期間②当時の事業主及び事務担当者は、既に死亡していることから、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、B社の現在の事業主も、「申立人に係る労働者名簿、賃金台帳等の関係資料が現存していないため、不明である。」旨、回答しており、申立人の申立期間②における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

- 3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。



### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 19 日から 38 年 7 月 16 日まで

私は、昭和 34 年 5 月 19 日から 38 年 7 月 16 日までA社B工場に勤務していた間の厚生年金保険の記録について、退職後約 1 か月半後に脱退手当金が支給されたことになっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社B工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の被保険者資格取得日の前後 2 年間に同資格を取得した女性従業員のうち、申立人の同資格喪失日の前後約 5 年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしていた者は 18 人（申立人を含む。）確認できるところ、そのうちの 13 人に脱退手当金の支給記録が確認でき、当該 13 人全員が同資格喪失日から 4 か月以内に支給決定されていることを踏まえると、事業主による代理請求が行われていた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、退職後約 1 か月半後の昭和 38 年 8 月 30 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえず、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年10月1日から35年3月1日まで  
私は、昭和30年10月から35年2月までA社に勤務していたが、私の年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約6か月後の昭和35年9月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設（昭和36年）される前であり、当該事業所を退職後、52年3月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはいかがえない上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年4月1日から31年2月15日まで

私は、昭和26年4月から31年2月までの間、A社に勤務していたが、私の年金記録によると、その期間について脱退手当金が支給されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金については支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年3月29日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳にも脱退手当金が支給されたことが記載されているなど、一連の事務処理に不自然さやうかがえない。

また、申立人の脱退手当金は昭和31年3月29日に支給決定されているが、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間が無ければ年金は受給できなかったことから、当該事業所を退職後、厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することに不自然さやうかがえない上、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 12 月 14 日から 36 年 7 月 21 日まで  
私は、A市にあるB株に勤務していたが、同僚が退職したのでしばらくして私も退職し、兄が経営する店の手伝いをしていた。  
B株を退職した後に脱退手当金を受け取った記憶は無いので、調査してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B株の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した昭和 31 年 12 月 14 日の前後の期間(同年 3 月 1 日から 32 年 2 月 24 日までの期間)に同資格を取得している女性従業員 68 人のうち、申立人が同資格を喪失した 36 年 7 月 21 日の前後 2 年以内に同社を退職し、かつ、脱退手当金の受給要件を満たしている 28 人(直後に他事業所に転職した者を除く。)の記録を確認したところ、25 人が脱退手当金を受給しており、そのうち 24 人が、同被保険者資格の喪失日から 6 か月以内に支給決定されていることが確認できることから、事業主による代理請求が行われていた可能性がうかがえる。

また、上記の元従業員のうち、所在が確認でき、連絡が取れた一人は、「退職時に会社の人から、厚生年金はそのままにしておくものではなく、脱退手当金を請求するものだ」と教えられ、社会保険事務所でお金をもらった。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認できる上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 5 か月後の昭和 36 年 12 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に

不自然さほうがえない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 8 月 29 日から 46 年 3 月 21 日まで  
昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 6 日まで A 社で勤務した期間については、脱退手当金を受給したが、B 社 C 工場に勤務していた期間については脱退手当金を受給した記憶は無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている A 社に係る昭和 41 年 3 月 1 日から 43 年 2 月 6 日までの期間については受給したものの、申立期間については受給した記憶は無いと主張しているが、申立人が受給したことを認めている当該事業所に係る期間（23 か月）のみでは、当時の厚生年金保険法の規定上、脱退手当金の請求が可能な被保険者期間（24 か月）を満たしていない上、申立期間の B 社に係る厚生年金保険被保険者期間（7 か月）のみでも脱退手当金の請求が可能な被保険者期間を満たしておらず、申立人が受給を認めている期間のみの脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間に係る B 社における申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを示す「脱」の表示がある上、申立人の脱退手当金は、オンライン記録上、申立期間（7 か月）と申立人が受給を認めている A 社の被保険者期間（23 か月）を合算した 30 か月を基礎として脱退手当金が支給されており、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月後の昭和 46 年 4 月 20 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 5 月 28 日から 35 年 5 月 11 日まで  
A社を退職後、間もなくB社に就職したが、母が病気になった為、35年12月末に同社を退職し、実家のあるC町に帰ったので脱退一時金の請求手続は行っておらず、受領した記憶もない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人に対しては、申立期間後に勤務したD社の厚生年金保険被保険者期間についても脱退手当金が支給されているところ、仮に申立期間に係る脱退手当金が支給されていなければ、36か月と比較的長期間である申立期間を申立人が失念するとは考え難いことから、その際に申立期間も併せて請求したものと考えられるが、年金事務所が保管する申立人のD社に係る脱退手当金裁定請求書には、A社で勤務した申立期間についての記載が無いことから、申立人は、申立期間については既に脱退手当金が支給されているものとして認識していたと考えるのが自然である。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 12 月 30 日まで  
② 昭和 22 年 11 月 1 日から 23 年 10 月 1 日まで  
③ 昭和 23 年 10 月 1 日から 24 年 4 月 30 日まで  
④ 昭和 29 年 7 月 1 日から 32 年 10 月 1 日まで

私は、脱退手当金について請求の申請をした覚えが無く、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、勤務した期間の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和32年12月10日に支給決定されているほか、申立人の厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)にも脱退手当金が支給されたことが記載されており、その支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時は通算年金制度が創設(昭和36年)される前であり、当該事業所を退職後、昭和37年10月まで厚生年金保険への加入歴が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはうかがえない上、脱退手当金を受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。



## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 44 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 8 月 1 日から 62 年 6 月 30 日まで

私は公共職業安定所の紹介で昭和 61 年 8 月から 62 年 6 月末まで A 社で製造業務に従事した。

当時、未成年ではあったが、時には残業もしていたにもかかわらず、申立期間に係る年金記録が無いので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の A 社の事務担当者は、「入社時期や在籍期間は不明であるが、申立人は確かに勤務していた。」と証言していることから、申立人が同社に在籍していたことは推認できる。

しかし、当該事務担当者は、「給与の手取り額が減ったと苦情を言う従業員も少なくなかったので、本人の同意が無ければ社会保険に加入させておらず、また、厚生年金保険及び健康保険の届出は、必ず雇用保険の届出と併せて実施していた。」と証言しているところ、申立期間における申立人の雇用保険の加入記録は確認できない。

また、オンライン記録により、申立期間にあたる昭和 61 年から 62 年までの間に厚生年金保険被保険者資格を取得したことが確認できる 8 人について、雇用保険の加入記録を見ると、8 人全員が厚生年金保険の加入記録と一致している上、当該 8 人のうち生存及び住所が確認できた 5 人に照会したところ、うち二人は、「入社後、保険加入の際、事務担当者から詳しい説明があった。雇用保険、厚生年金保険及び健康保険は同時に加入した。」と証言しており（残る 3 人は明確な回答無し）、当該事務担当者の証言と一致している。

さらに、A 社は平成 9 年 6 月 30 日に解散し、元事業主は、「当時の関連資料は既に廃棄済みである。」と回答している上、同社が社会保険関係事務を委託

していた社会保険労務士事務所は、「過去に同社が顧問先だったことは確かだが、当時の代表(兄)は既に死亡している上、災害により関係資料も残っておらず、詳細は不明である。」と回答しており申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 9 月 5 日から 35 年 6 月 1 日まで  
② 昭和 35 年 6 月 1 日から 40 年 12 月 26 日まで

私は、A社の寮に入り働いていたが、昭和 40 年の年末に同社を退職後は、実家の B 県に戻り転職先を探していた。失業保険は受給したが、脱退手当金を受給した覚えはないので、被保険者記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記載されているページとその前後 6 ページに記載されている女性のうち、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（昭和 40 年 12 月 26 日）の前後 2 年以内に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、脱退手当金の受給要件を満たしている女性 4 人（申立人を含む。）全員が、同被保険者資格喪失日から 4 か月以内に脱退手当金の支給決定がされていることが確認できることなどから、事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、C年金事務所が保管する申立人に係る脱退手当金裁定請求書の写しによると、戸籍附票により確認できる申立人の退職後の住所地（B県D市）の記載、並びに昭和 41 年 1 月 31 日 C 社会保険事務所（当時）受付及び同年 3 月 18 日支払済の押印が確認できる上、A社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の記載が確認でき、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 3 か月後の 41 年 3 月 18 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 37 年 1 月 10 日から同年 8 月 1 日まで  
② 昭和 37 年 9 月 10 日から 39 年 8 月 2 日まで  
③ 昭和 39 年 8 月 2 日から 41 年 4 月 1 日まで

私は、A社を退職した時、退職金などは一切無く、退職後は会社に行ったことも呼ばれたこともなかったのに脱退手当金が支払われたようになっているのはおかしい。なぜそうなっているのか調べてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、申立人の備考欄に脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されており、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年6月17日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。